

第14次労働災害防止推進計画

2023(令和5)年度 ～ 2027(令和9)年度

すべての方が安全で健康に働ける環境を目指して



令和5年4月
和歌山労働局

<目次>

| | | |
|---|------------------------------------|----|
| 1 | 計画のねらい | 3 |
| 2 | 計画の期間 | 3 |
| 3 | 計画の目標 | 3 |
| | (1) アウトプット指標 | 4 |
| | (2) アウトカム指標 | 5 |
| | (3) 計画の評価と見直し | 7 |
| 4 | 安全衛生を取り巻く現状と課題 | 7 |
| | (1) 死亡災害の発生状況 | 7 |
| | (2) 死傷災害の発生状況 | 7 |
| | (3) 労働者の健康を巡る動向と課題 | 8 |
| | ア メンタルヘルス対策関連 | 8 |
| | イ 過重労働防止対策関係 | 8 |
| | ウ 産業保健活動関係 | 9 |
| | (4) 化学物質等による健康障害の現状と課題 | 9 |
| | (5) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性 | 10 |
| 5 | 計画の重点事項 | 10 |
| 6 | 重点事項ごとの具体的取組 | 10 |
| | (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発 | 10 |
| | (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 | 11 |
| | (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進 | 11 |
| | (4) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 | 11 |
| | (5) 業種別の労働災害防止対策の推進 | 12 |
| | ア 建設業対策 | 12 |
| | イ 製造業対策 | 12 |
| | ウ 林業対策 | 13 |
| | (6) 労働者の健康確保対策の推進 | 13 |
| | 【メンタルヘルス対策】 | 13 |
| | 【過重労働対策】 | 14 |
| | 【産業保健活動の推進】 | 14 |
| | (7) 化学物質等による健康障害防止対策の推進 | 15 |
| | ア 化学物質による健康障害防止対策 | 15 |
| | イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策 | 15 |
| | ウ 熱中症等による健康障害防止対策 | 15 |

1 計画のねらい

国の労働災害防止計画は、昭和33年に第1次の計画が策定され、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで13次にわたり策定されてきた。

この間、産業災害や職業性疾病の防止に当たる関係者の各種取組により、労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善した。

しかしながら、近年の和歌山県内の状況をみると、労働災害による死亡者の数（以下「死亡者数」という。）は、毎年ほぼ横ばいの状況であり、労働災害による休業4日以上死傷者の数（以下「死傷者数」という。）に至っては、新型コロナウイルス感染症によるものの影響もあり、大幅に増加している。また、高齢労働者による労働災害が増加しているほか、社会福祉施設など第三次産業におけるいわゆる行動災害が増加している。

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、メンタルヘルスや過重労働への対応、労働者の高齢化への対応、治療と仕事の両立支援、化学物質の自律管理への対応など多様化している。

さらに、化学物質による重篤な健康障害の防止や石綿使用建築物の解体等工事への対策の着実な実施が必要となっている。

今般、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことのできる職場環境の実現に向け、令和5年度を初年度として、5年間にわたり、国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第14次労働災害防止計画」が策定されたことから、和歌山労働局においても、県内の実情に合わせた同計画の効果的な推進を図るため、「第14次労働災害防止推進計画」をここに策定するものである。

2 計画の期間

2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5か年を計画期間とする。

3 計画の目標

事業者は、労働者の協力の下「第14次労働災害防止計画」のアウトプット指標に掲げる対策に取り組み、和歌山労働局はこれらの対策の推進を働きかけ、その結果について、和歌山労働局が定める以下の指標について、計画期間内に達成することを目指す。

(1) アウトプット指標

本計画においては、次の事項をアウトプット指標として定める。事業者は、後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、これらの指標の達成を目指す。局署は、その達成を目指し、当該指標を用いて本計画の進捗状況の把握を行う。

ア 労働者(中高年齢女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・ 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。
- ・ 卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を 2027 年までに 80%以上とする。
- ・ 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

イ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和 2 年 3 月 16 日付け基安発 0316 第 1 号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

ウ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・ 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

エ 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を 2027 年までに 70%以上とする。
- ・ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を 2027 年までに 85%以上とする。
- ・ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。
- ・ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成 27 年 12 月 7 日付け基発 1207 第 3 号。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。

オ 労働者の健康確保対策の推進

- ・ 年次有給休暇の取得率を 2025 年までに 70%以上とする。
- ・ 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を 2025 年までに 15%以上とする。
- ・ メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。
- ・ 使用する労働者数 50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を 2027 年までに 50%以上とする。
- ・ 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。

カ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDS の交付を行っている事業場の割合を 2025 年までにそれぞれ 80%以上とする。
- ・ 法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を 2025 年までに 80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。
- ・ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

(2) アウトカム指標

「第 14 次労働災害防止計画」に定めるアウトカム指標に基づき、以下の指標を定め、計画に定める実施事項の効果検証を行う。当該指標には新型コロナウイルス感染症による労働災害の被災者数は除くこととする。

なお、指標に掲げる数値は、計画策定時において一定の仮定、推定及び期待のもと試算により算出した目安であり、計画期間中は、従来のように単にその数値比較をして、その達成状況のみを評価するのではなく、当該仮定、推定及び期待が正しいかも含め計画の実施事項による取組が指標に繋がっているかどうかを検証する。

ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・ 増加が見込まれる「転倒」災害について、2027（令和 9）年の年千人率を、2022（令和 4）年の値である 1.05 以内とする。

- ・ 転倒災害による平均休業見込日数を、2022（令和4）年の45日から2027（令和9）年までに40日以下とする。
- ・ 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛について、2023（令和5）年から2027（令和9）年までの5年間の合計休業者数を、2018（平成30）年から2022（令和4）年までの5年間の合計である65人以下とする。

イ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・ 増加が見込まれる60歳以上の死傷者数の全年齢に占める割合を、2018（平成30）年から2022（令和4）年までの平均：男性24.0%、女性38.3%を基準に、2027（令和9）年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

ウ 外国人労働者の労働災害防止対策の推進

- ・ 現在県内の全労働者の死傷年千人率を下回っている外国人労働者の死傷年千人率を、2027（令和9）年時点でも引き続き全労働者の死傷年千人率を超えないよう維持する。

エ 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・ 建設業における2023（令和5）年から2027（令和9）年までの5年間の合計死傷者数を、2018（平成30）年から2023（令和4）年までの5年間の合計である672人の15%減少となる571人以下にする。
- ・ 製造業における2023（令和5）年から令和9年までの5年間の機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を、2018（平成30）年から2022（令和4）年までの5年間の合計である283人の5%の減少となる269人以下にする。
- ・ 林業における2023（令和5）年から2027（令和9）年までの5年間の死亡者数を、2018（平成30）年から2022（令和4）年までの5年間の合計である4人の15%の減少となる3人以下にする。
- ・ 道路貨物運送業における2023（令和5）年から2027（令和9）年までの5年間の死傷者数を、2018（平成30）年から2022（令和4）年までの5年間の死傷者数534人の5%の減少となる507人以下とする。

オ 労働者の健康確保対策の推進

- ・ 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2027（令和9）年までに5%以下とする。（全国値）
- ・ ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善への取組を行う労働者数50人以上の事業場を2027（令和9）年までに増加させる。

カ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・ 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物との接触、爆発、火災によるもの）の2023（令和5）年から2027（令和9）年までの5年間の件数を、2018（平成30）年から2022（令和4）年までの5年間の合計である35件から5%の減少となる33件以下とする。

- ・ 2023（令和5）年から2027（令和9）年までの5年間に、熱中症による死亡者を発生させない。

上記の指標を達成することの結果として、労働災害全体としては、以下の数値を目標として設定する。

- ・ 死亡災害については、2023（令和5）年から2027（令和9）年までの5年間で、2018（平成30）年から2022（令和4）年までの5年間の合計41人から5%以上の減少となる39人以下とする。
- ・ 今後の増加が懸念される死傷者数については、2023（令和5）年から2027（令和9）年までの5年間の合計を、2018（平成30）年から2022（令和4）年までの5年間の合計5627人と比べ、減少させる。

（3）計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、適宜事業者に対する自主点検を行う等して毎年評価を行うこととする。また、必要に応じ、計画を見直す。計画の評価に当たっては、計画に基づく実施事項がどの程度指標の達成に寄与しているのかを検証する。

4 安全衛生を取り巻く現状と課題

（1）死亡災害の発生状況

県内の死亡者数については、平成30年に年間6人と、過去最少となった後は、年間8人から10人の間で推移している。平成30年から令和4年までの死亡者数は新型コロナウイルス感染症を除いて41人であるが、内訳としては建設業が最多で16人、次いで製造業が7人、林業が4人と続いている。事故の型別に見ると、高所からの「墜落・転落」が14人と最も多く、次いで「激突され」、「はさまれ・巻き込まれ」、「交通事故」がそれぞれ5人と続いている。製造業では「飛来・落下」が、建設業では「墜落・転落」が、林業では「激突され」が多く発生している。

引き続き、こうした死亡災害が多く発生している業種を中心に労働災害防止対策に取り組むことが必要である。

（2）死傷災害の発生状況

ア 現状

県内の死傷災害については、第13次労働災害防止計画期間中（平成30年～令和4年）において、令和元年及び2年はそれぞれ前年より微減したが、令和3年は増加に転じ、令和4年はさらに大きく増加した。令和2年から4年にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響があるが、それを除けば死傷災害は小幅で増減を繰り返している。事故の型でその内訳を見ると（新型コロナウイルスを除く）、「転倒」（23%）、

「動作の反動、無理な動作」（18%）、「墜落・転落」（14%）で労働災害全体の5割強（55%）を占めている。業種別には、第三次産業が6割以上を占めているが、第三次産業の内訳を事故の型で見ると、「転倒」（29%）や「動作の反動・無理な動作」（19%）と労働者の作業行動に起因する労働災害が5割弱（47%）を占めている。

イ 死傷災害が明確な減少傾向を示さない要因

- ① 労働災害発生率（死傷年千人率）が高い60歳以上の高年齢労働者が増加していること
- ② 特に第三次産業への就労者の増加に伴って、機械設備等に起因する労働災害に代わり、対策のノウハウが蓄積されていない労働者の作業行動に起因する労働災害が増加してきていること
- ③ 安全衛生の取組が遅れている第三次産業や中小事業者において労働災害が多く発生していること。その背景として、厳しい経営環境等様々な事情で安全衛生対策の取組が遅れている状況があること

その他、直近の労働災害の増加については、新型コロナウイルス感染症の拡大及びその影響による業務体制のひっ迫等、様々な要因が考えられる。

（3）労働者の健康を巡る動向と課題

ア メンタルヘルス対策関連

精神障害等による労災請求件数は、ここ数年は年間十数件のレベルにあり、その半数程度が業務上として認定されている。

令和4年の県内における労働者数50人以上の事業場のストレスチェック実施率は83%となっており、一定のメンタルヘルス対策が取り組まれていると判断できるので、当該ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善への取組が今後の課題である。一方、労働者数30人未満の事業場（小規模事業場）において、全国調査ではメンタルヘルス対策への取組率は50%を下回っている。また、小規模事業場を中心にメンタルヘルス対策の取組支援が引き続き必要となっている。

イ 過重労働防止対策関係

県内の総実労働時間は全国と比べて高い傾向にある。過重労働により脳・心臓疾患を発症したとして労災請求があった件数は、令和2年に前年の5件から10件へと倍増したが、その後減少している。年次有給休暇の取得率については平成29年頃から上昇しているが、全国平均には及んでいない。引き続き、時間外・休日労働を削減し、併せて年次有給休暇の取得を促進する必要がある。

ウ 産業保健活動関係

職場における労働者の健康保持増進に関する課題は、メンタルヘルスや働き方改革への対応、労働者の高齢化や女性の就業率の増加に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、化学物質の自律管理への対応など、多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要である。

また、法令に基づく産業保健体制が整備されているものの、産業保健活動が効果的に行われず、労働者の健康保持増進が有効に図られていない事例や、保健事業を実施する保険者との連携が十分に行われていない事例もあることから、より効果的に産業保健活動の推進を図る必要がある。

さらに、産業医の選任義務のない労働者数 50 人未満の事業場においては、産業保健活動が低調な傾向にあり、地域医療・保健との連携なども含め、こうした小規模事業場における産業保健体制の確保と活動の推進が必要となっている。

労働力人口における通院者の割合が増加を続ける（平成 31 年：36.8%（国民生活基礎調査））一方で、治療と仕事を両立できる取組（通院や体調等の状況に合わせた配慮、措置の検討、両立支援に関する制度の整備等）を行っている事業場の割合は 41.1%（令和 3 年度労働安全衛生調査（実態調査））であり、事業場規模が小さい程、その取組の割合も小さい。疾患を抱えながら働きたいと希望する労働者が、安心・安全に就業を継続でき、かつ、事業者の継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上につながるよう、治療と仕事の両立支援の推進が必要である。

このような状況を踏まえ、事業者には、法令で定める健康確保措置に加え、それぞれの事業場の特性に応じて優先的に対応すべき健康課題を検討し、必要な産業保健サービスを提供することが求められている。

（4）化学物質等による健康障害の現状と課題

化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）が平成 29 年からの 5 年間で 35 件と、年間平均 7 件発生している。事業場の化学物質対策の取組状況について、危険性又は有害性等を有するとされる化学物質全てについて、ラベル表示、SDS 交付、リスクアセスメントを実施している割合が、全国調査で令和 3 年において、それぞれ 69.9%、77.9%、66.2%となっている。

個別規制の対象外となっている危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理規制について、今後施行を迎えるが、その定着が必要となっている。

令和 12 年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、建築物等の解体・改修工事において、更なる石綿ばく露防止対策等の確保・推進が必要である。

じん肺新規有所見労働者は依然として発生している。また、熱中症により、毎年3人から10人の休業4日以上労働災害が発生しており、令和4年には1人死亡している。

(5) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者及び注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。このような考えを広く浸透させる努力を引き続き行っていくことも必要である。

その上で、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むよう、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備が必要である。

5 計画の重点事項

安全衛生を取り巻く現状と課題を踏まえ、以下の項目を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進する。

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (5) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (6) 労働者の健康確保対策の推進
- (7) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

6 重点事項ごとの具体的取組

(1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・ 誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者及び注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要であり、また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められることについて、あらゆる機会を捉えて、周知啓発を図る。
- ・ 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFE コンソーシアム」のみならず、「健康経営認定制度」など既存の安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みも活用し、これらの制度や当該制度を導入する事業場を広く周知する。その際、対象事業場の取引先になり得る発注者や

求職者などが周知先となるよう、その周知方法についても工夫する。また、中小事業者に対しては、特に丁寧な説明を行うこととする。

(2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・ 転倒災害及び腰痛の防止は前述のとおり災害防止上の非常に大きなテーマである。集団や個別事業場にアプローチする際には、原則として正社員以外の労働者に対する安全衛生教育や看護・介護作業におけるノーリフトケアの導入状況も含めて、当該対策の実施状況を確認し、未実施の場合の啓発及び好事例の収集及び展開に留意することとする。
- ・ 全国一斉の取組として、当県においても令和4年度に小売業及び社会福祉施設の二業種について、和歌山県＋(プラス)セーフ協議会を発足させたところであるが、中央の「SAFE コンソーシアム」と連携しつつ、好事例の水平展開や表彰制度の活用を通じてその活動を活性化させ、同業種を中心として転倒災害や腰痛の対策を行うことの重要性について気運の醸成を図ることとする。
- ・ 今後、厚生労働本省における研究や検討会の結論を踏まえて発出される予定の各種施策の周知・啓発を行うこととする。

(3) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・ 「エイジフレンドリーガイドライン」について、エッセンス版を活用する等の工夫を行い、あらゆる機会を捉えて周知啓発を行う。
- ・ 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。
- ・ エイジフレンドリー補助金の活用を勧奨して取組を支援する。
- ・ 「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえ、必要な転倒防止対策の取組を進める。
- ・ 保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。

(4) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- ・ 有害物質による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法第22条の規定に関連する省令が、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の方に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付けることとする内容に改正され、令和4年4月に公布されたことから、当該省令の内容について、様々な機会を捉えて周知・啓発を図る。

(5) 業種別の労働災害防止対策の推進

ア 建設業対策

(ア) 現状と課題

- ・ 当県においては第13次労働災害防止計画期間中死亡災害が最も多く発生しているのは建設業であり、死亡災害撲滅の観点から業種としては最重点をおくべきである。事故の型で見ると「墜落・転落」が34%（死亡災害に絞れば63%）と圧倒的に多くを占めている。ついで「はさまれ・巻き込まれ」12%、「転倒」11%の順となっている。
- ・ 平成23年の紀伊半島大水害に見られるように、自然災害の影響を受けやすい当県では、大規模自然災害が発生した際の復旧工事における労働災害が懸念される。

(イ) 取り組むべき事項

- ・ 墜落・転落災害の防止を重点に、労働安全衛生法令の遵守の徹底を図る。
- ・ 「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」（令和4年10月28日公表）を踏まえ、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等墜落・転落災害防止対策の充実強化を図る。
- ・ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントへの取組を推進する。
- ・ 地震、台風、大雨等の自然災害に被災した際の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年12月16日法律第111号）に基づき、国土交通省と緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。
- ・ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導などの健康障害防止対策の推進を図る。
- ・ 意識啓発を行うため、全国安全週間や年末年始無災害運動の機会を活用して、局署において現場安全衛生パトロールを行い、これを広報する。

イ 製造業対策

(ア) 現状と課題

- ・ 製造業の労働災害は増減を繰り返しながら長期的には減少傾向にあるが、傾向は緩やかである。第13次労働災害防止計画期間中において、製造業を更に分類すると、食料品製造業29%、金属製品製造業14%、化学工業10%の順となっている。事故の型別で見ると、「はさまれ・巻き込まれ」が21%、「転倒」が17%、「墜落・転落」が12%の順になっている。
- ・ 「はさまれ・巻き込まれ」などによる労働災害のおそれがある危険性の高い機械等については、製造者（メーカー）、使用者（ユーザー）それぞれにおいてリスクアセスメントを実施し、労働災害の防止を図ることが重要である。

(イ) 取り組むべき事項

- ・ 「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止を重点に、労働安全衛生法令の遵守及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく措置の徹底を図る。
- ・ 使用者におけるリスクアセスメントの実施率は中小規模事業場において低い傾向にあることから、機械を設置、使用する中小規模事業者を重点対象として、参考資料等を提供しつつ、非定常作業も含めた機械のリスクアセスメント等の実施を指導する。
- ・ 機能安全を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術で置き換えることを通じて、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。

ウ 林業対策

(ア) 現状と課題

- ・ 第13次労働災害防止計画期間中、業種で見た場合の林業における死傷災害は件数としては突出しておらず、令和2年からは若干減少傾向がみられるものの、災害発生率は他の業種と比較して圧倒的に高く、期間中4人の死亡災害が発生している。当県は木材生産量の割に労働災害が多く発生しており、全国的に見ても死傷者数が多い地域であることから、これまで重点業種として対策を行ってきたが、引き続き対策を行う必要がある。

(イ) 取り組むべき事項

- ・ 立木の伐倒時の措置、かかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用の徹底等を図る。また、「チェーンソーによる伐採作業等の安全に関するガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の周知徹底を図る。なお、指導・啓発等を行うに当たっては、管内の災害の発生状況を分析した上で、適切な時期にこれを実施し、効果的なものとなるよう工夫することとする。
- ・ 林野庁や地方公共団体、労働災害防止団体等と連携し、関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施、労働災害防止団体の安全管理士や都道府県の林業普及指導員等による指導等、各機関が協力した取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を講ずるよう取組を進める。

(6) 労働者の健康確保対策の推進

【メンタルヘルス対策】

- ・ 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を引き続き支援する。

- ・ 労働者 50 人以上の規模の事業場に対し、集団分析等ができるプログラム等資料を提供して集団分析及びこれを活用した職場環境改善への取組を促進する。
- ・ 健康経営の視点を含めたメンタルヘルス対策に取り組む意義やメリット（欠勤、プレゼンティーズム、経営損失の防止等）を見える化した資料を活用して、経営層に対する意識啓発の強化を図る。
- ・ 小規模事業場を中心とした好事例の周知啓発を図る。
- ・ 職場におけるハラスメント防止対策の取組の周知を図り、これら対策の推進を図る。

【過重労働対策】

- ・ 過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）に基づき令和 3 年 7 月 30 日に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組を基本として、次の取組を進める。
- ・ 過重労働が疑われる事業者への監督指導の徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知・指導等に、引き続き取り組む。

また、令和 6 年 4 月より、時間外労働の上限規制が適用される医師、建設業、自動車運転者等について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律及び関係法令における改正内容の周知・指導等に取り組む。特に、運輸業・郵便業においては全業種の中で最も脳・心臓疾患による労災支給決定件数が多いことから「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（令和 4 年 12 月 23 日厚生労働省告示第 367 号）」の周知、指導等に取り組む。また、医師については「医師の労働時間短縮等に関する指針」（令和 4 年厚生労働省告示第 7 号）に基づき、引き続き労働時間の短縮に向けた取組を進める。

- ・ 事業者が医師による面接指導の対象となる長時間労働者に面接指導を勧奨できるよう、制度の趣旨や必要性について効果的な周知方法が検討されることとなっているので、事業者への周知に取り組む。
- ・ 「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」（過労死等防止調査研究センター実施）における研究成果を踏まえた業種別・職種別の防止対策（追って国で作成予定）の周知に取り組む。
- ・ 年次有給休暇の取得促進や勤務間インターバル制度の導入を推進する。

【産業保健活動の推進】

- ・ 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにより、中小企業を中心とする産業保健活動への支援を、引き続き実施する。

- ・ 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」及び「企業・医療機関連携マニュアル」を活用し、事業場や医療機関、社会保険労務士会等に対し、積極的に治療と仕事の両立支援の取組のメリット等の周知を行う。

(7) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

- ・ 令和4年2月及び5月に公布された「労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制」について、周知の徹底及び個別の指導により定着を図る。
- ・ 化学物質管理者講習による化学物質管理者等の育成に対して支援を図る。
- ・ 厚生労働本省から各種マニュアル等が示された場合は、速やかに周知を図る。

イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

- ・ 石綿事前調査結果報告システムのデータの活用により効果的な指導を行う。
- ・ 建築物石綿含有建材調査者講習等の講習機会を十分に提供すべく、関係機関に働きかける。
- ・ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル等の周知を行う。
- ・ 解体・改修工事発注者（個人住宅の施主を含む。）による取組を強化するため、市町村との連携や発注者の配慮義務に係る周知等を図る。
- ・ 第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進等に取り組む。

ウ 熱中症等による健康障害防止対策

- ・ 第13次労働災害防止計画期間中における熱中症による休業4日以上労働災害は36人であり、年平均7人程度被災しているが、このうち1人は死亡災害であった。事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、日本産業規格（JIS）に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図る。あわせて、熱中症予防対策への理解を深めるために、先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの周知を行うほか、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。
- ・ その他、熱中症対策については、本格的な暑さを迎える時期の前から、広報や要請を行う等、周知・啓発を行う。
- ・ 労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく事業者の取組に係る指導や、測定に関する支援等を行う。
- ・ 放射線業務従事者の目の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げや線量の測定及び算定方法の一部変更を内容とする「電離放射線障害防止規則」及び関係告示が改正され、令和3年4月1日から施行されているので、当該改正に基づいた取組が適切に実施されるよう指導等を行う。

- ・ 医療機関に対して、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援する。